

# 新規就農者定着支援事業

平成31年度～令和5年度(5カ年)

令和元年5月

東京都



## 事業目的

### ▶ 施設整備補助（ハード支援）

認定新規就農者に対して、就農に必要な施設の整備費や機械設備の導入費を補助

### ▶ 就農定着マネジメント（ソフト支援）

新規就農者等に対して、販路開拓や出荷グループ形成に向けた支援を行うとともに、新規就農者同士や地元農家との交流を促進

新規就農者の早期経営安定を支援し、都内就農定着を図る。



## 施設整備補助（ハード支援）

### ■補助事業者

都内区市町村長（区市町村を経由する間接補助事業）



### ■事業実施主体

①3戸以上の農業者で構成される営農集団

②特認経営体（3戸未満の経営体）

③農業経営を行う法人

※①及び②の受益者及び③の法人は、認定新規就農者であること

### ■補助率

3／4以内

### ■事業費

1受益者当たり事業費の上限を50,000千円、最低事業費を1,000千円

## 補助対象施設等

- ①生産施設（パイプハウス等）、②流通・販売施設（集出荷施設等）
- ③農畜産物加工施設、④畜舎及び畜産関連施設（畜舎、搾乳舎等）
- ⑤栽培関連施設（暖房施設等）、⑥その他就農に必要な施設（農機具倉庫等）
- ⑦農畜産業用機械（トラクター等）
- ⑧簡易な基盤整備（防災兼用農業用井戸等）



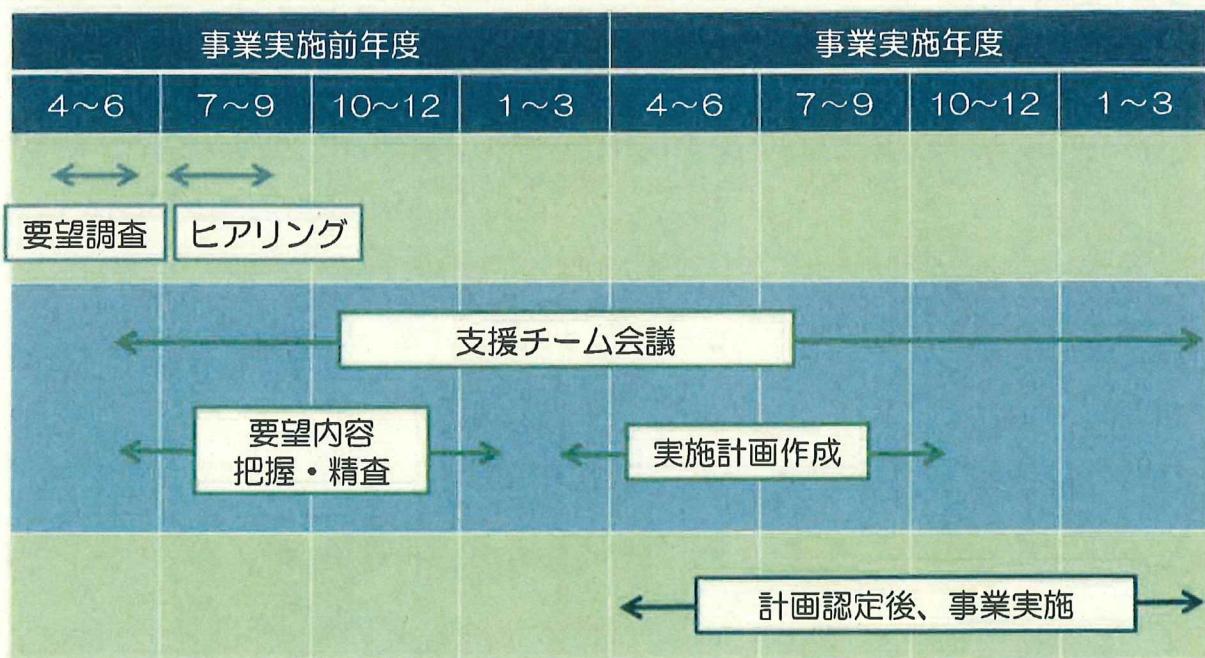
### ※補助対象外施設等

汎用性があるもの、消耗品のみのもの

1施設・1機械当たりの事業費が200千円未満のもの、

法定耐用年数が5年未満のもの、費用対効果が認められないもの

## 事業実施までの流れ



### 支援チーム会議

※都が本事業を実施する区市町村ごとに設置

※農業振興事務所振興課（班長・事務局）、所管する各農業改良普及センター、区市町村、所管する各農業協同組合等の職員等で構成

## 就農定着マネジメント（ソフト支援）

### ■事業実施主体

一般社団法人東京都農業会議

### ■補助対象経費

人件費及び業務遂行上必要な経費（旅費、消耗品費、委託料など）

### ■業務内容

- ①新規就農者の就農定着支援PR等
- ②新規就農者が生産した農産物の販売促進
- ③新規就農者、新規就農希望者、農業者の交流会等

